

**ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 大地の丘笠寺 重要事項説明書**  
(令和 6 年 4 月 1 日改定)

当施設は介護保険の指定を受けています。  
( 名古屋市指定 第 2391200199 号 )

当施設は、ご入居者に対してユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。  
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

|                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| ※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果、要介護 3 以上と認定された方が対象となります。要介護認定 1.2 の方でも、特例に該当すれば入居は可能です。 |
|---------------------------------------------------------------------------------|

**【 目次 】**

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. 施設経営法人 .....               | 1  |
| 2. 居室・設備の概要 .....             | 1  |
| 3. 職員の配置状況 .....              | 2  |
| 4. サービス概要と利用料金 .....          | 2  |
| 5. 施設を退去していただく場合(契約の終了) ..... | 7  |
| 6. 身元引受人 .....                | 9  |
| 7. 苦情の受付 .....                | 9  |
| 8. 事故発生時の対応 .....             | 9  |
| 9. 重要事項説明書付属文書 .....          | 10 |

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 あぐりす実の会  
(2) 法人所在地 愛知県知多郡南知多町大字内海字奥鈴ヶ谷 70 番 5  
(3) 電話番号 0569 - 62 - 0117  
(4) 代表者氏名 理事長 山田 孝正  
(5) 設立年月 平成 16 年 7 月 6 日

## 2. 利用施設

- (1) 種 類 地域密着型特別養護老人ホーム  
(2) 目 的 介護保険法令に従い、ご入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。また、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき介護老人福祉施設サービスを提供いたします。  
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要としかつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。  
(3) 名 称 特別養護老人ホーム 大地の丘笠寺  
(4) 所 在 地 愛知県名古屋市区松城町 3 丁目 34 番地の 1  
(5) 電話番号 052 - 811 - 2002 FAX 番号 052 - 811 - 2035  
(6) 施設長（管理者）氏名 中北 厚志  
(7) 運営方針 1 施設サービス計画に基づき、食事等の介護、入浴、排泄、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご入居者が有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができることを目指します。  
2 明るく家庭的な雰囲気のもと、ご入居者の意向を尊重し、常にご入居者の立場に立ったサービスを提供するよう努めます。  
3 ご入居者の家族、関係市町村、地域の居宅介護支援事業者、他の介護施設、保険・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。  
4 適切な介護技術をもってサービスを提供し、常にサービスの質の向上と評価に努めます。  
(8) 開設年月 平成 27 年 4 月 1 日  
(9) 入居定員 29 人

## 3. 居室・設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。なお、入居される居室は、ご入居者の心身の状況や空き状況によりご相談のうえ決定させていただきます。

| 居室・設備の種類 | 室数                  | 備考                                                               |
|----------|---------------------|------------------------------------------------------------------|
| 居室       | 個室 29 室<br>(3 ユニット) | 基本 10.77 m <sup>2</sup> (場所によりやや差があります)<br>洗面台設置 (10 室・10 室・9 室) |
| 共同生活室    | 3 室                 | 各ユニット 1 カ所                                                       |
| 浴室       | 4 室                 | 個浴 1 室<br>機械浴 3 室                                                |
| 医務室      | 1 室                 |                                                                  |

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種       | 指定基準  | 職員数                   |
|----------|-------|-----------------------|
| 管理者（施設長） | 1名    | 1名                    |
| 介護支援専門員  | 1名    | 1名                    |
| 生活相談員    | 1名    | 1名                    |
| 介護職員     | 13名以上 | 13名以上※常勤換算            |
| 看護職員     | 1名    | 1名以上※常勤換算（機能訓練指導員を兼務） |
| 機能訓練指導員  | 1名    | 1名（看護職員を兼務）           |
| 医師       | 1名    | 1名（非常勤）               |
| 栄養士      | 1名    | 1名                    |

＜主な職種の勤務体制＞

| 職種                                               | 勤務体制                                                                                                        |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理者（施設長）<br>介護支援専門員<br>生活相談員<br>機能訓練指導員<br>管理栄養士 | （日勤帯）8：30～17：30                                                                                             |
| 介護職員                                             | 標準的な時間帯における最低配置人員<br>ユニットにより異なるが下記時間帯<br>日中1ユニット 1名以上勤務<br>（7：00～21：00）<br>夜間2ユニット 1名以上勤務<br>（21：00～翌朝7：00） |
| 看護職員                                             | （日勤帯）8：30～17：30<br>夜間については、オンコール体制で、緊急時に備えます。                                                               |
| 医師                                               | 内科医：週1回                                                                                                     |

#### 5. サービス概要と利用料金

##### （1）介護保険の給付の対象となるサービス

###### ① 食事

当施設では、常勤の管理栄養士を1名以上配置しており、管理栄養士を中心に、他職種と協力して栄養ケア計画を作成し、栄養並びにご入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

###### ② 入浴

ご入居者の身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を支援する為、ご入居者の意向に応じて、入浴又は清拭の機会を設けます（週2回以上）。また身体の状態に応じて、個浴・機械浴を使用していただきます。

###### ③ 排泄

ご入居者の心身の状況や排泄状況等をもとに、自立支援を踏まえトイレ誘導や排泄介助を行い、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

###### ④ 機能訓練

機能訓練指導員等により、ご入居者の心身等の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の維持をはかるための訓練を実施します。

⑤ **健康管理**

医師、看護職員が健康管理及び病気の予防を行います。

⑥ **口腔衛生管理**

入所者の口腔内の健康の保持を図ります。

⑦ **その他自立への支援**

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。また清潔で快適な生活が送れるよう支援します。

**<主な加算について>**

**初期加算**

入居した当初には、施設での生活に慣れるために、様々な支援を必要とすることから、入居日から 30 日間に限り算定できる加算です

※ 30 日を越える入院後に再入居した場合にも算定されます。

**看護体制加算（Ⅰ）**

常勤の看護師を 1 名以上配置している場合に算定できる加算です。

**看護体制加算（Ⅱ）**

常勤の看護職員を常勤換算方法で 2 名以上配置しており、かつ、看護職員又は、病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間連絡できる体制を確保している場合に算定できる加算です。

**夜勤職員配置加算（Ⅱ）**

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上上回って配置していることで算定できる加算です。

**安全対策体制加算**

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を行っていることにより算定できる加算です。

※ 入所時に 1 回のみ算定

**日常生活継続支援加算**

新規入居者のうち、要介護 4～5 の割合が 70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 65%以上、又はたんの吸引等が必要な入居者の占める割合が入居者の 15%以上であり、介護福祉士が一定割合以上配置されている場合に算定できる加算です。

※ 6 か月、又は 12 ヶ月の新規入居者で基準を満たした場合に加算。

※ サービス提供体制強化加算を算定している場合は算定できません。

**サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）**

看護師及び介護職員の常勤職員が一定以上配置されている場合または、介護福祉士が一定以上配置されている場合に算定できる加算です。

※ 3 か月間または、12 か月間の職員の割合で基準を満たしている場合に算定

※ 日常生活継続支援加算を算定している場合は算定できません。

## 栄養マネジメント強化加算

常勤の管理栄養士を 1 名以上配置し、低栄養状態のリスクの高い入所者に対して管理栄養士を中心に、他職種と共同し栄養ケア計画を作成し、食事の観察、入所者ごとの栄養状態、食事の調整等を実施し、リスクの低い入所者にも問題がある場合は早期に対応しており、また、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施のために必要な情報を活用することで算定できる加算です。

## 再入所時栄養連携加算

ご入居者が医療機関に入院し、経管栄養または、嚥下調整食の新規導入等、入居中とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合について、管理栄養士が、医療機関の管理栄養士と連携して、再入居後の栄養管理に関する調整を行った場合に 1 回に限り算定できる加算です。

## 経口維持加算

経口での食事を摂っているご入居者の内、摂食機能障害、誤嚥が有ると診断されたご入居者に関して、医師または歯科医師、栄養管理士、看護師、介護支援専門員などの職種が共同して、ご入居者の食事の観察や介護を行い、ご入居者ごとに、経口による食事を継続できるようにするための経口維持計画を作成し、医師または歯科医師の指示の下で、管理栄養士または栄養士が栄養管理を行った場合に算定できる加算です。

※ただし、経口移行加算を算定している場合は算定されません。

## 口腔衛生管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）

ご入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年 2 回以上実施した、口腔衛生等の管理に係る計画を作成しており、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していることと算定できる加算です。

## 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）

ご入居者ごとに褥瘡の発生にかかるリスクについて施設入居時に評価するとともに 3 か月に 1 回評価し、リスクがあると判断された入居者に対して、多職種が共同して褥瘡管理の計画書を作成し、褥瘡管理を行った場合に算定できる加算です。

## A D L 維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）

ご入居者の心身機能の重度化を防止し、機能を維持できているかを評価し、一定以上の基準を満たしている場合に算定できる加算です。

## 自立支援促進加算

医師の関与の下、リハビリテーション・機能訓練、介護等を行う取り組みを推進するため、定期的にすべてのご入居者に対して医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてアセスメントを実施するとともに、介護支援専門員やその他の介護職員が、日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等を行った場合に算定できる加算です。

## 看取り介護加算（Ⅰ）

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入居者について、本人及び家族とともに、医師、看護師、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、具体的には、医療機関等と 24 時間連絡体制を確保し、看取りに関する指針を作成している等、所定の要件を満たしており、ご本人、ご家族へ説明し、同意が得られている場合に算定できる加算です。

## 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

ご入居者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用することで算定できる加算です。

## 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

（令和6年5月31日まで適用）

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た介護老人福祉施設が、入居者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に算定できる加算です。

## 介護職員等処遇改善加算

（令和6年7月1日から適用）

上記の処遇改善加算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算）を一本化した加算です。

## 退所時等相談援助加算

ご入居者が施設から退所する時に、退所後に引き続き在宅で生活できるようにするため、施設が居宅を訪問し相談援助を行い、その後利用する居宅介護支援事業所へ情報を引き継いだ場合に算定できる加算です。

## 退所時情報提供加算

ご入居者が医療機関へ退所した際、退所後の医療機関に対して生活支援上の留意点等（心身の状況や生活歴等）の情報提供を行った際に算定できる加算です。

## 配置医師緊急時対応加算

配置医師が施設の求めに応じ、通常の勤務時間外や早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入居者の診察を行った場合に算定できる加算です。

## 協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、当該ご入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催することで算定できる加算です。

## <サービス利用料金>

- ◎ 基本介護サービスの利用料金については、別紙の料金表に従ってお支払いください（サービス利用料金は、ご入居者の要介護度等に応じて異なります）。当施設の介護対象となるサービスについての利用料金は、厚生労働省基準の料金となっております。
- ◎ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ◎ ご入居者が入院又は外泊をされた場合には、1ヶ月に6日間を限度とし、1日あたりのサービス利用料金が、要介護を問わず一律自己負担額 246 単位となります（入院又は外泊の期間は初日及び最終日は除く。7日間以降の入院・外泊の取り扱いについては、8 項※印参照）。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス

### ① 居住費について（利用料金：別紙参照）

居住費には居室及び共同生活室の使用料、光熱水費、備品費・修繕費が含まれています。

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方は、段階に応じて補足給付が支給されるため、負担が軽減されます。

## ② 食費について（利用料金：別紙参照）

食費には食材料費及び調理費が含まれています。

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方は、段階に応じて補足給付が支給されるため、負担が軽減されます。

食事時間：朝食 - 7:30～9:00 / 昼食 - 12:00～14:00 / 夕食 - 18:00～20:00

※ 食事摂取時間・場所については、ご入居者の身体・精神状況等により異なりますが、できる限りご希望に添えるように努めます。

## ③ 特別な食事（利用料金：要した費用の実費）について

ご希望に基づいて特別な食事を提供できるように便宜を図ります。

例：献立外の希望食・栄養補助食品等・菓子・飲み物・酒類

## ④ 理美容について（利用料金：実費）

理美容の出張による理髪サービスがあります。

予約制の為職員へお申しつけください。

## ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費について

日常生活品の購入代金等ご入居者の日常生活に要する費用でご入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

例）歯ブラシ化粧品などの個人用の日用品の費用。

私物の衣服等のクリーニング費用。

インフルエンザ予防接種の健康管理費。

入居者の希望により教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合（例：個人購読の新聞や雑誌代等）。

※ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

## ⑥ 行事、クラブ活動について（※材料費：実費）

生活リズムの維持、生活範囲の拡大、教養娯楽及びリフレッシュを目的として、季節の行事やクラブ活動、外出支援を行います。

## 6. 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに原則として下記の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（Ⅰ）当施設の指定する金融機関口座からの自動引き落とし（毎月20日引き落とし）

※20日が土日祝日の場合は指定金融機関の翌営業日

愛知県下 JA バンク内の各支店であれば自動引き落としが可能です。

（Ⅱ）当施設の指定する金融機関口座への振り込み

● なごや農業協同組合 港東支店

普通 0091413

しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 みのり かい あぐりす実の会 りじちよう 理事長 やまだたかまさ 山田孝正

● ゆうちょ銀行（店番208）

普通 1184292

記号 12060 番号 11842921

しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 みのり かい あぐりす実の会

## 7. 入居者預かり金等における管理サービス

詳細は、以下の通りです。

### ＜預かり金＞

- (1) 管理方法：当施設の指定する金融機関に預り金専用の預金口座を開設して頂き、施設にて管理します。
- (2) 保管管理者：施設長
- (3) 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
  - ① 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの伝票に記入し保管管理者へ提出します。
  - ② 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
  - ③ 保管管理者は、毎月、出納表を作成してご契約者へ送付します。
  - ④ 管理料金：月額 50 円

## 8. 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(利用料金：1 枚につき 10 円)

## 9. 入居中の医療の提供

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。協力医療機関にない診療科を受診する場合または、協力医療機関以外の受診を希望される場合はご家族での受診をお願いします。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

(協力医師) 外科医 三谷眞己 (笠寺病院) 診察日：毎週木曜日

(協力医療機関)

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 医療機関の名称 | 笠寺病院                      |
| 電話番号    | 052-811-1151              |
| 所在地     | 愛知県名古屋市南区松池町 3 丁目 19 番地   |
| 診療科     | 内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科 |

(協力歯科医師) 歯科医 水野真木 (まんまる歯科)

(協力歯科医療機関)

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 医療機関の名称 | まんまる歯科                |
| 電話番号    | 052-622-5030          |
| 所在地     | 愛知県名古屋市緑区鳴海町字向田 242-1 |

## 10. 施設を退居していただく場合 (契約の終了)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了しご入居者に退居していただくことになります。

- ① ご入居者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立、要支援又は要介護 1・2 と判定された場合 (特例入所を除く)
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から退居の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照ください。)
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照ください。)

## (1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者又はご入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに退居届出書をご提出ください。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意ができない場合
- ② ご入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご入居者及びご家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご入居者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご入居者及びご家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご入居者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご入居者が他の介護保険施設等に入所（入院）した場合

### <入居者が病院等に入院された場合の対応>

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

#### ① 6日以内の短期入院の場合

6日以内の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日当たり246単位）

#### ② 7日間以上3か月以内の入院の場合

7日間以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても、3か月以内に退院された場合には、再び当施設に入居できるよう努めます。また、当施設が満床の場合でも、短期入所生活介護を優先的に利用できるように努めます。

#### ※【7日間以降の居室保持料】

入院・外泊で不在の場合、ご入居者の希望により最長3ヶ月間居住費の居室保持料をご負担いただくことで居室を保持することが可能です。

（1日あたり2006円 ※令和6年7月31日まで適用）

（1日あたり2066円 ※令和6年8月1日から適用）

### ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

## 11. 円滑な退居のための援助

ご入居者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 12. 身元引受人

入居契約が終了した後、当施設に残されたご入居者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「身元引受人」を定めていただきます。当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただきます。身元引受人につきましては、契約書にてご記入をお願いします。

## 13. 苦情の受付

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) 生活支援科長 竹内和子
- 苦情解決責任者 中北 厚志
- 第三者委員 笠寺病院事務長 鈴木 学 (052-811-1151)
- 受付時間 平日 8:30~17:30

※ 苦情受付ボックスを玄関入口に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

|                             |                                                                                                |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課<br>東桜分室 | 所在地：名古屋市東区東桜一丁目14番11号<br>DPスクエア東桜8階<br>電話番号：052-959-2592 F A X：052-959-4155<br>受付時間：8：45～17：15 |
| 愛知県国民健康保険団体連合会              | 所在地：愛知県名古屋市東区泉1丁目6番地5号 南館7階<br>電話番号：052-971-4165 F A X：052-962-8870<br>受付時間：9：00～17：00         |

## 14. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。必要に応じ名古屋市を含む関係機関へ連絡を行います。

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

## 15. 緊急時の対応

ご入居者の病状が急変した場合は、必要に応じて協力医師や協力医療機関に連絡し指示に従い対応します。

## 16. 非常災害対策

当施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、定期的にご入居者及び従業員等の訓練を行います。

## 17. 虐待の防止のための措置に関する事項

当施設では、虐待防止のため指針を整備し、虐待防止のための対策を定期的に検討していきます。また、責任者を選定し、研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、ご利用者様の人権を擁護します。

## 18. 重要事項説明書付属文書

### (1) サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご入居者から聴取、確認します。
- ③ ご入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご入居者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご入居者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
但し、ご入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご入居者の心身等の情報を提供します。また、ご入居者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご入居者の同意を得ます。

### (2) 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されているご入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

#### ① 持ち込みについて

基本的に、電化製品・家具等につきまして御自由に持ち込みが可能です。持ち込みの際は、職員へご相談下さい。

#### ② 面会について

- ・面会時間 8:30～20:30
- ・面会時間外は原則として出入り口を施錠します。受診や外出等で面会時間外に開錠の必要がある場合は事前にご連絡ください。
- ・面会時間に起きましても、事務室が不在になる場合は、一時的に施錠しますので、インターホンでお知らせください。
- ・来訪は原則自由です。但し、感染症の予防等で面会の制限をさせていただくこともあります。
- ・来訪者は、各ユニットにて面会者カードへご記入下さい。

**③ 外出・外泊について**

- ・外出、外泊をされる場合は、3 日前までにお申し出下さい。ただし、外泊については、最長で月 6 日間（初日と最終日は除く）とさせていただきます。

**④ 施設・設備の使用上の注意について**

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

**⑤ 喫煙について**

館内全館禁煙となっています。

※館外に喫煙スペースがあります。

**(3) 損害賠償について**

当施設において、事業者の責任によりご入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

**(4) サービスの第三者評価の実施状況**

実施状況…無

**附 則**

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 8 月 1 日から改定する。

平成 27 年 12 月 1 日から改定する。

平成 28 年 4 月 1 日から改定する。

平成 28 年 9 月 1 日から改定する。

平成 28 年 11 月 1 日から改定する。

平成 29 年 4 月 1 日から改定する。

平成 29 年 10 月 1 日から改定する。

平成 30 年 4 月 1 日から改定する。

令和元年 10 月 1 日から改定する。

令和元年 12 月 1 日から改定する。

令和 2 年 4 月 1 日から改定する。

令和 3 年 4 月 1 日から改定する。

令和 4 年 10 月 1 日から改定する。

令和 6 年 4 月 1 日から改定する。

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 大地の丘笠寺

(説明者)      職   名

氏   名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

(入居者)

氏   名

(代筆者)

氏   名

# 特別養護老人ホーム 大地の丘笠寺 利用料金表

令和6年8月1日から適用

## ○ 基本利用料(1日につき)

| 要介護状態区分         | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基本料金(単位)        | 682単位 | 753単位 | 828単位 | 901単位 | 971単位 |
| 利用者負担額(1割負担)(円) | 728円  | 804円  | 884円  | 962円  | 1037円 |
| 利用者負担額(2割負担)(円) | 1456円 | 1608円 | 1768円 | 1924円 | 2074円 |
| 利用者負担額(3割負担)(円) | 2185円 | 2412円 | 2652円 | 2886円 | 3111円 |

※ 名古屋市は地域区分で3級地に指定されており、1単位＝10.68円となります。

※ 負担割合は、「介護保険負担割合証」に応じた負担割合となります。

## ○ 居住費・食費について(1日につき)

| 項目              | 利用者負担額 | 備考    |
|-----------------|--------|-------|
| 居住費(室料及び光熱水費相当) | 2066円  | 1日につき |
| 食費(食材料費及び調理費)   | 1445円  | 1日につき |

但し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方は、その段階に応じて補足的給付が支給されるため、以下のように負担が軽減されます。

| 利用者負担段階 |                                                                             | 居住費(1日につき) | 食費(1日につき) |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|
| 第1段階    |                                                                             | 880円       | 300円      |
| 例)      | ①市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者<br>②生活保護受給者                                         |            |           |
| 第2段階    |                                                                             | 880円       | 390円      |
| 例)      | ①市町村民税世帯非課税であり、本人年金収入等(※1)の合計が年額80万円以下の方<br>②本人預貯金等の金額が650万円以下の方(※2)        |            |           |
| 第3段階①   |                                                                             | 1370円      | 650円      |
| 例)      | ①市町村民税世帯非課税であり、本人年金収入額(※1)の合計が年間80万円以上120万円以下の方<br>②本人預貯金等の金額が550万円以下の方(※2) |            |           |
| 第3段階②   |                                                                             | 1370円      | 1360円     |
| 例)      | ①市町村民税世帯非課税であり、本人年金収入額(※1)の合計が120万円以上の方<br>②本人預貯金等の金額が500万円以下の方(※2)         |            |           |
| 第4段階    |                                                                             | 2066円      | 1445円     |
| 例)      | 利用者負担第1段階～第3段階のいずれにも該当しない方                                                  |            |           |

※1 本人年金収入等とは、合計所得金額、課税年金収入額と、非課税年金収入額の合計を指します。

※2 第2号被保険者及び夫婦世帯の場合は預貯金等の金額が1000万円上乗せされます。

## ○ その他加算

| 項目              |             | 基本料金<br>(単位) | 利用者負担(円)<br>(介護給付費体<br>系の1割) | 利用者負担(円)<br>(介護給付費体<br>系の2割) | 利用者負担(円)<br>(介護給付費体<br>系の3割) | 備考                 |
|-----------------|-------------|--------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------|
| 初期加算            |             | 30単位         | 32円                          | 64円                          | 96円                          | 30日間を限度と<br>し1日につき |
| 看護体制加算(Ⅰ)       |             | 12単位         | 12円                          | 25円                          | 38円                          | 1日につき              |
| 看護体制加算(Ⅱ)       |             | 23単位         | 24円                          | 49円                          | 73円                          | 1日につき              |
| 夜勤職員配置加算(Ⅱ)     |             | 46単位         | 49円                          | 98円                          | 147円                         | 1日につき              |
| 日常生活継続支援加算      |             | 46単位         | 49円                          | 98円                          | 147円                         | 1日につき              |
| 栄養マネジメント強化加算    |             | 11単位         | 11円                          | 23円                          | 35円                          | 1日につき              |
| 退所時等相<br>談援助加算  | 退所前訪問相談援助加算 | 460単位        | 491円                         | 982円                         | 1473円                        | 入所中1回<br>(最大2回)まで  |
|                 | 退所後訪問相談援助加算 | 460単位        | 491円                         | 982円                         | 1473円                        | 退所後1回まで            |
|                 | 退所時相談援助加算   | 400単位        | 427円                         | 854円                         | 1281円                        | 1回につき              |
|                 | 退所前連携加算     | 500単位        | 534円                         | 1068円                        | 1602円                        | 1回につき              |
|                 | 退所時情報提供加算   | 250単位        | 267円                         | 534円                         | 801円                         | 1回につき              |
| 協力医療機関連携加算      |             | 100単位        | 106円                         | 213円                         | 320円                         | 1月につき              |
| 経口維持加算(Ⅰ)       |             | 400単位        | 427円                         | 854円                         | 1281円                        | 1月につき              |
| 経口維持加算(Ⅱ)       |             | 100単位        | 106円                         | 213円                         | 320円                         | 1月につき              |
| 口腔衛生管理加算(Ⅰ)     |             | 90単位         | 96円                          | 192円                         | 288円                         | 1月につき              |
| 口腔衛生管理加算(Ⅱ)     |             | 110単位        | 117円                         | 234円                         | 352円                         | 1月につき              |
| 配置医師緊急時<br>対応加算 | 勤務時間外の場合    | 325単位        | 347円                         | 694円                         | 1041円                        | 1回につき              |
|                 | 早朝・夜間の場合    | 650単位        | 694円                         | 1388円                        | 2082円                        | 1回につき              |
|                 | 深夜の場合       | 1300単位       | 1388円                        | 2776円                        | 4165円                        | 1回につき              |
| 看取り介護加<br>算(Ⅰ)  | 死亡日以前45～31日 | 72単位         | 76円                          | 153円                         | 230円                         | 1日につき              |
|                 | 死亡日以前4～30日  | 144単位        | 153円                         | 307円                         | 461円                         | 1日につき              |
|                 | 死亡日の前日・前々日  | 680単位        | 726円                         | 1452円                        | 2178円                        | 1日につき              |
|                 | 死亡日         | 1280単位       | 1367円                        | 2734円                        | 4101円                        | 1回のみ               |
| 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)   |             | 3単位          | 3円                           | 6円                           | 9円                           | 1月につき              |
| 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)   |             | 13単位         | 13円                          | 27円                          | 41円                          | 1月につき              |
| 自立支援促進加算        |             | 280単位        | 299円                         | 598円                         | 897円                         | 1月につき              |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)  |             | 40単位         | 42円                          | 85円                          | 128円                         | 1月につき              |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)  |             | 50単位         | 53円                          | 106円                         | 160円                         | 1月につき              |
| ADL維持等加算(Ⅰ)     |             | 30単位         | 32円                          | 64円                          | 96円                          | 1月につき              |
| ADL維持等加算(Ⅱ)     |             | 60単位         | 64円                          | 128円                         | 192円                         | 1月につき              |
| 安全対策体制加算        |             | 20単位         | 21円                          | 42円                          | 64円                          | 入居時1回のみ            |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) |             | 22単位         | 23円                          | 46円                          | 70円                          | 1日につき              |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) |             | 18単位         | 19円                          | 38円                          | 57円                          | 1日につき              |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) |             | 6単位          | 6円                           | 12円                          | 19円                          | 1日につき              |

※ 名古屋市は地域区分で3級地に指定されており、1単位＝10.68円となります。

※ 負担割合は、「介護保険負担割合証」に応じた負担割合となります。

## ○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員処遇改善加算＝(1月の基本利用料+加算の合計)×14.0%